

国連核兵器禁止条約の実現へ政府の積極的な行動を求める意見書

2016年12月23日の第71回国連総会において、核兵器を禁止・廃絶する条約の交渉を開始する決議が113か国賛成で採択されましたが、日本は賛成しませんでした。

今年5月22日、「核兵器全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議」のホワイ特議長は、核兵器禁止条約草案を発表しました。その条約前文では、核兵器の使用がもたらす人道上の破滅的な結果を強調するとともに、「核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）および核実験被害者の苦難に留意」と述べています。

さらに、核兵器廃絶のための「市民的良心の役割」を強調し、「多数の非政府組織およびヒバクシャの取り組み」を高く評価しています。核兵器の法的禁止の内容として、核兵器の「開発、生産、製造、取得、所有、貯蔵、移転、受領、使用、核爆発実験」などを禁止しています。また、締約国はその領土と管轄地域への核兵器の「配置、導入、配備」などを禁止する義務を負うとしています。これらは、核兵器の法的禁止の主要な要素を、包括的に規定したものであり、文字通り核兵器を違法化するものとなっています。また、草案は、「自国の核兵器を廃棄した国のための措置」を盛り込み、すべての国連加盟国に条約の加入を促すなど、核兵器保有国にも条約参加の道を開いています。

このことは、核兵器の廃絶へ向け大きな一歩であり、唯一の被爆国の政府として、積極的な役割が今ほど求められている時はありません。

摂津市は、「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」で、非核・平和を訴え、この地球から核兵器をなくし、人間としてともに生きる喜びがあふれる社会の実現に積極的に取り組むことを決意しました。

よって本市議会は、政府が核兵器の禁止・廃絶する条約の実現のために、交渉会議に参加し、核兵器禁止条約の実現へのイニシアチブを発揮することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月28日

摂 津 市 議 会